

社会保険事業状況（平成19年7月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年7月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,993万7千人、法第3条第2項被保険者1万2千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は36万8千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同15.1%減）、船員保険は1千人（同1.6%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年7月末現在の政管健保適用の事業所数は156万5千（対前年同月比2.4%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.4%減）、平成19年6月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同11.3%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

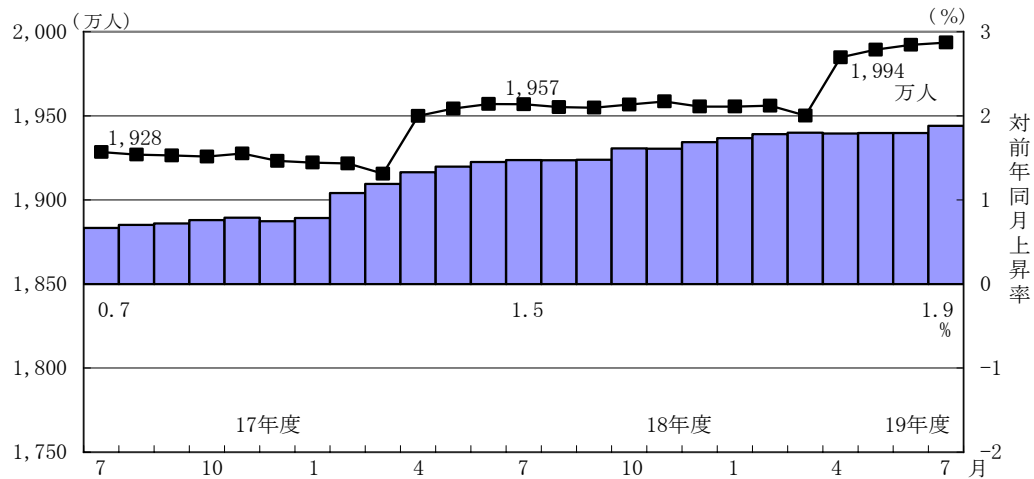


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

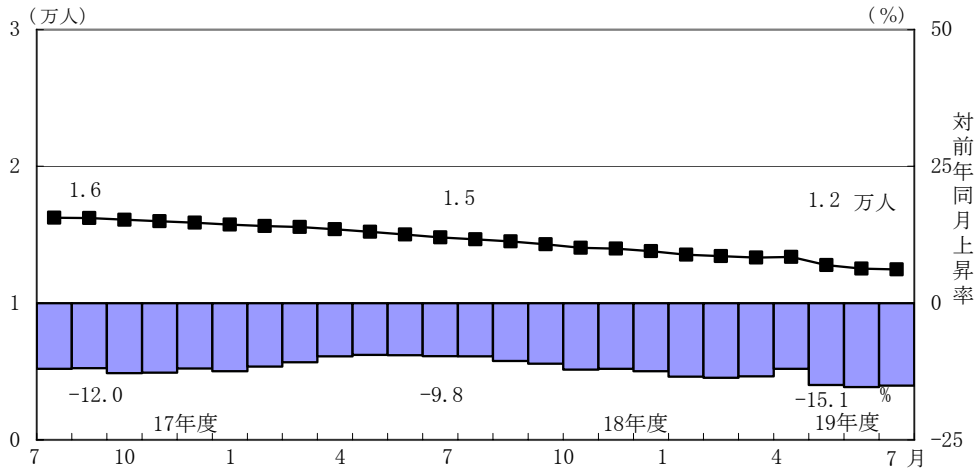
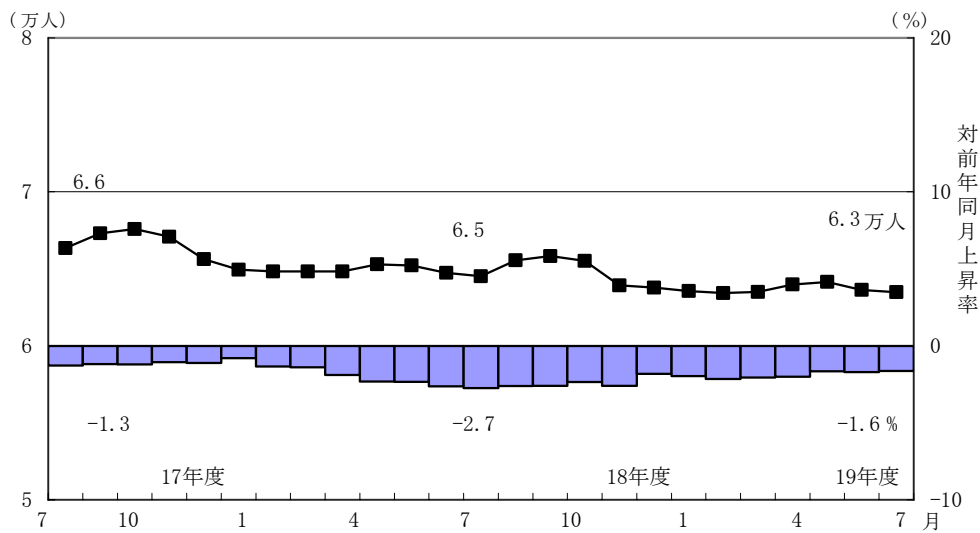


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年7月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,596円（対前年同月比0.7%増）であり、船員保険38万3,440円（同2.1%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年6月末の賃金日額の前平均は1万3,800円（同5.0%増）である。

平成19年7月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保32万4千か所、法第3条第2項被保険者29か所、船員保険の船舶所有者数1千か所となっている。被保険者数は、政管健保642万9千人、法第3条第2項被保険者1千人、船員保険2万人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保32万9千円、法第3条第2項被保険者6万4千円、船員保険52万9千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年7月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,302万8千人（対前年同月比1.4%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同21.2%減）、船員保険7万1千人（同3.1%減）である。

平成19年7月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万5,834円（対前年同月比0.5%増）、船員保険41万0,741円（同2.3%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年6月末の賃金日額の平均は1万3,937円（同5.1%増）である。

(2) 給付状況

平成19年7月の保険給付費は、政管健保3,530億3千万円（対前年同月比6.0%増）、法第3条第2項被保険者分3億5千万円（同29.5%増）、船員保険21億3千万円（同3.5%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同3.8%増）、法第3条第2項被保険者2万9千円（同52.2%増）、船員保険3万4千円（同5.2%増）である。

(3) 診療費の状況

平成19年7月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,444億8千万円（対前年同月比2.8%増）、法第3条第2項被保険者分1億9千万円（同21.8%減）、船員保険18億5千万円（同3.3%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年7月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
政管健保	千件 20,985	千日 39,464	千万円 34,448	0.7	△ 0.5	2.8
法第3条第2項	9	31	19	△ 17.4	10.5	△ 21.8
組合健保	17,460	31,216	25,634	0.5	△ 0.9	2.0
船員保険	88	183	185	△ 3.0	△ 3.9	3.3
共済組合	5,387	9,564	7,929	△ 2.8	△ 4.3	△ 1.4
小 計	43,929	80,459	68,214	0.2	△ 1.1	2.0
国 保	31,810	71,808	72,418	3.4	2.6	6.6
老人保健	20,473	62,982	76,507	△ 3.8	△ 4.3	0.5
合 計	96,212	215,249	217,139	0.3	△ 0.9	3.0

- (注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年7月末現在の被保険者数1,993万7千人のうち、男子の被保険者数は1,240万3千人（対前年同月比1.6%増）、女子は753万3千人（同2.4%増）である。また、任意適用被保険者数は21万7千人（同57.3%減）で全体の1.1%である。

平成19年7月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,599円（対前年同月比0.9%増）、女子が21万6,087円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成19年7月末現在の被扶養者数は1,635万9千人で、扶養率は0.821である。

(2) 給付状況

平成19年7月の保険給付費は、3,530億3千万円（対前年同月比6%増）となっており、うち、医療給付費は3,233億8千万円（同5.3%増）で保険給付費の91.6%を占めている。また、傷病手当金は129億5千万円で保険給付費の3.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,249円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,691円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,241円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が551.07、被扶養者が632.27、高齢受給者が1,439.86であり、1件当たり日数は、被保険者が1.85日、被扶養者が1.87日、高齢受給者が2.33日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,066円、被扶養者が8,181円、高齢受給者が10,219円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)

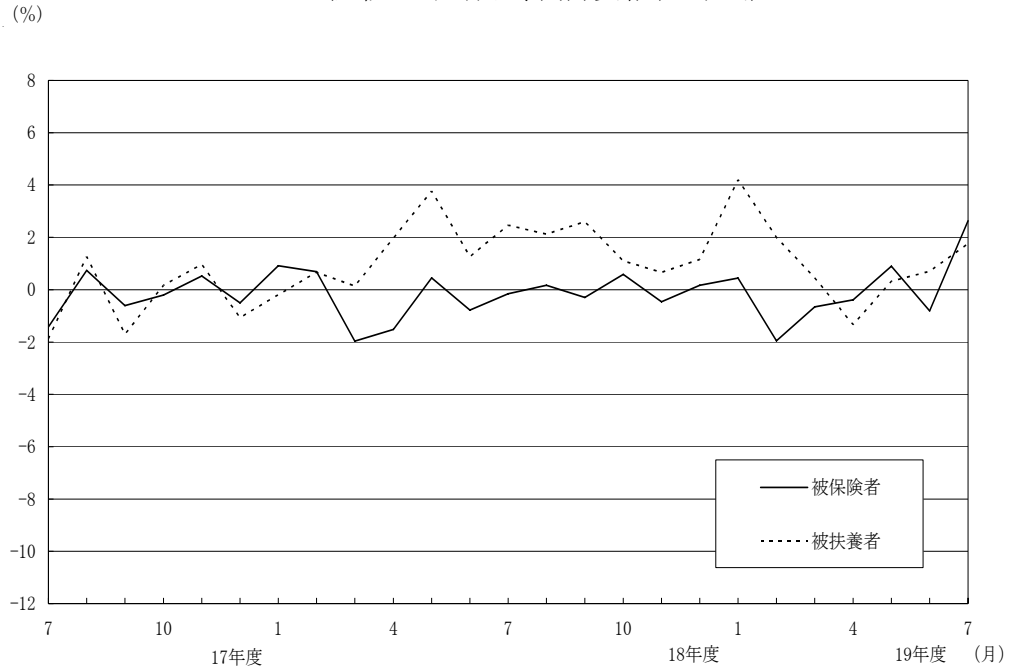
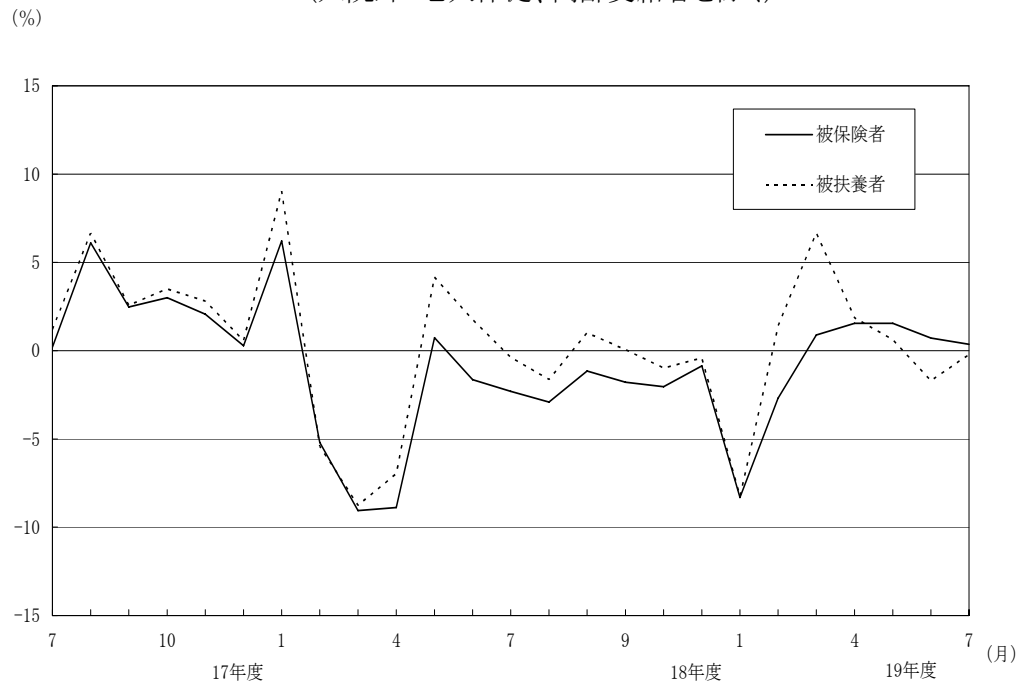


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年7月末現在の被保険者数1万2千人のうち男子は1万人（対前年同月比12.1%減）、女子は3千人（同24.7%減）である。

平成19年7月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.690である。

(2) 給付状況

平成19年7月の保険給付費は、3億5千万円（対前年同月比29.5%増）となっており、うち、医療給付費は1億8千万円（同18.2%減）で保険給付費の52.0%を占めている。また、傷病手当金は1億7千万円で、保険給付費の47.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は10,047円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は6,319円、高齢受給者の1人当たり診療費は23,796円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が475.88、被扶養者が387.95、高齢受給者が994.27であり、1件当たり日数は、被保険者が4.04日、被扶養者が2.10日、高齢受給者が2.81日であり、1日当たり診療費は、被保険者が5,228円、被扶養者が7,761円、高齢受給者が8,531円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年7月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が1千人（同1.1%増）、漁船（ろ）が1万8千人（同2.3%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同11.8%減）である。

平成19年7月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,489円（対前年同月比0.9%増）、漁船（い）が37万8,429円（同0.7%増）、漁船（ろ）が32万8,372円（同5.6%増）である。平成19年7月末現在の被扶養者数は9万5千人で、扶養率は1.502である。

(2) 給付状況

平成19年7月の保険給付費は、21億3千万円（対前年同月比3.5%増）となっており、うち、医療給付費は17億9千万円（同4.0%増）で、保険給付費の83.8%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は13,030円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は11,032円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,038円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が498.15、被扶養者が623.05、高齢受給者が1,376.49であり、1件当たり日数は、被保険者が2.23日、被扶養者が1.97日、高齢受給者が2.56日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,748円、被扶養者が9,003円、高齢受給者が9,950円である。